



平成30年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 ユニバンス
代表者名 代表取締役社長 村松 通泰
(コード番号7254 東証第2部)
問合せ先 常務執行役員 曾布川守男
(TEL. 053-576-1311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月26日開催予定の第85期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社では平成14年（2002年）より執行役員制度を導入し、執行役員による業務執行と取締役による監督機能を分離することで経営のスピードアップを図り、さらに、平成28年（2016年）には「監査等委員会設置会社」に移行し、権限委譲による迅速な意思決定を実現しております。

上記を踏まえ、定款上において「執行役員制」を明記するとともに、経営の効率化の観点から「取締役の員数」について上限を定め、以下のとおり変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は<u>5名以上</u>とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は<u>3名以上</u>とする。</p> <p>第23条～第33条（条文省略）</p> <p>(新設)</p> <p>第34条～第45条（条文省略）</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は<u>5名以内</u>とする。</p> <p>第23条～第33条（現行どおり）</p> <p>(執行役員制)</p> <p>第34条 取締役会は、その決議により執行役員を選任し、取締役会の決定した業務執行を分担して行わせることができる。</p> <p>第35条～第46条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成30年6月26日（火）
定款変更の効力発生日（予定）	平成30年6月26日（火）

以上